平成２１年（フ）第３４８号
福島県郡山市富久山町福原字釜沼98番地の８
債務者　吉田　　篤
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
福島県郡山市富久山町福原字釜沼98番地の８
債務者　吉田　幸恵
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
福島県郡山市安積町長久保２丁目６番地の40
債務者　谷口　　泉
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３６１号
福島県郡山市富田町字町畑３番地
債務者　安齋　佳江
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
福島県郡山市田村町徳定字八斗蒔田40番地
パルサンビッグＢ棟202号
債務者　勝山　直樹
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
福島県郡山市富久山町福原字町裏45番地の１
橋本アパート23号
債務者　佐久間光雄
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
福島県郡山市富久山町福原字町裏45番地の１
橋本アパート23号
債務者　佐久間かね子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
神奈川県平塚市入野81番地の７
債務者　勝田　茂樹
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８１６号
神奈川県足柄上郡開成町延沢1153番地13
債務者　根内　隆幸
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８３２号
神奈川県小田原市酒匂１丁目25番40―703号
債務者　松原　末次
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８３９号
神奈川県平塚市田村５丁目３番６―402号
Ｇタワー
債務者　北村誠史郎
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８５７号
神奈川県厚木市戸田526番地　三浦方
債務者　西田八千代
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８５８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津7300番地の21
債務者　柳田　健司
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８５９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津7300番地の21
債務者　柳田はる美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８６１号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央１丁目９番地６
債務者　山本　繁子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８６９号
神奈川県平塚市中堂４番18号　グリーンパレス202号
債務者　日根野谷一馬
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８７０号
神奈川県小田原市蓮正寺528番地　市営螢田住宅13号棟361号室、前住所神奈川県小田原市国府津2735番地
債務者　南　　照子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部